

第12期定時株主総会

日 時 2024年2月25日（日曜日） 午後1時00分

受付開始時間 午前12時00分

会 場 ベルサール半蔵門

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

株主総会終了後に、株主ミーティングを開催いたします。
是非ご出席賜りますようご案内申し上げます。
詳細は8ページをご参照ください。

証券コード 5243
2024年2月8日
(電子提供措置の開始日 2024年2月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区麴町六丁目6番2号
note株式会社
代表取締役 CEO 加藤貞顕

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第12期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第12期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.note.jp/>

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧下さい。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年2月22日（木曜日）午後7時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年2月25日（日曜日）午後1時00分（受付開始時間：午前12時00分）
2. 場 所 東京都千代田区麴町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2F ベルサール半蔵門
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意下さい。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第12期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）事業報告及び計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- * 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をお持ち下さいますようお願い申し上げます。
- * ご送付している書類は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、当該書面には、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次の事項につきましては記載しておらず、これらの事項は電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイト「第12期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部です。
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- * 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトとその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

■ 株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をお持ちいただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年2月25日（日曜日）午後1時00分（受付開始時間：午前12時00分）

■ 株主総会にご出席いただけない場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付下さい。

行使期限 2024年2月22日（木曜日）午後7時必着

- * インターネットと郵送の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
- * インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
- * ご返送いただいた議決権行使書におきまして、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使して下さいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力下さい。

QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右のご案内に従ってログインして下さい。

ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。
- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>

2 ログイン

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力下さい。

- 3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力下さい。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

監査等委員でない取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。監査等委員でない取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かとうさだあき 加藤貞顕 (1973年6月11日生)	2000年4月 (株)アスキー 入社 2005年9月 (株)ダイヤモンド 入社 2011年12月 当社設立 代表取締役 CEO 就任（現任） 2023年12月 note AI creative(株) 取締役 就任（現任）	5,637,000株
2	こんゆういち 今雄一 (1985年4月26日生)	2011年4月 (株)ディー・エヌ・エー 入社 2013年9月 当社 入社 2016年1月 当社 CTO 就任 2019年12月 当社 CTOプロダクトグループ長 就任 2020年2月 当社 取締役 CTOプロダクトグループ長 就任 2022年6月 当社 取締役 CTO 基盤開発グループ長 就任 2023年12月 当社 取締役 CTO（現任） note AI creative(株) 代表取締役 就任（現任）	10,000株
3	かしまゆきひろ 鹿島幸裕 (1983年4月25日生)	2006年4月 外務省 入省 2010年6月 スタンフォード大学 ビジネススクール 卒業 2010年9月 ブーズ・アンド・カンパニー(株)入社 2013年10月 (株)カカクコム 入社 2017年8月 (株)ヘッドライト 入社 2018年9月 当社 入社 2018年12月 当社 CFO 就任 2019年12月 当社 CFO コーポレートグループ長 就任 2020年2月 当社 取締役 CFO コーポレートグループ長 就任 2023年12月 当社 取締役 CFO（現任）	—

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 加藤貞顕氏を取締役候補者とした理由は、当社の代表取締役として、創業時より事業全般を統括し、今後も強いリーダーシップで事業を推進できると判断したためです。

3. 今雄一氏を取締役候補者とした理由は、IT分野における豊富な知識及び経験を当社の事業のさらなる

拡充に活かすことができると判断したためです。

4. 鹿島幸裕氏を取締役候補者とした理由は、ファイナンス及びコーポレート業務全般における豊富な知識及び経験を当社の事業のさらなる拡充に活かすことができると判断したためです。
5. 当社は、当社取締役（監査等委員含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役田邊美智子氏、水野祐氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たなべみちこ 田邊美智子 (1978年2月21日生)	2003年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所 2008年3月 公認会計士 登録 2019年2月 toBeマーケティング(株) 社外監査役 就任 2019年3月 (株)フォーデジット 社外監査役 就任 2020年2月 当社取締役（監査等委員） 就任（現任） 2021年11月 (株)チームスピリット 社外取締役（監査等委員） 就任（現任）	—
2	みずのたすく 水野祐 (1981年1月20日生)	2009年12月 弁護士 登録 2013年1月 シティライツ法律事務所 開設（現任） 2017年11月 (株)sumug 監査役 就任 2018年4月 (株)スタートバーン 監査役 就任（現任） 2018年12月 (株)電子広告社（現(株)デジタルフト） 監査役 就任（現任） 2020年2月 当社 取締役（監査等委員） 就任（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
 3. 当社は、当社取締役（監査等委員含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することと

なる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

4. 田邊美智子氏及び水野祐氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 田邊美智子氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることです。また、同氏には、主に財務及び会計に関する高度な専門性に基づいた助言・提言等を期待しております。
6. 水野祐氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有していることです。また、同氏には、主に法務に関する高度な専門性に基づいた助言・提言等を期待しております。
7. 田邊美智子氏及び水野祐氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

以 上

「株主ミーティング」開催のご案内

当社では、株主総会終了後に「株主ミーティング」を開催することといたしました。株主ミーティングは、当社の取締役・監査役メンバーが出席し、株主の皆さまと直接対話できる場として、業績状況やサービス、今後の経営戦略等に関するご説明や意見交換をさせていただき、今後の経営に活かしていくことを目的に開催いたします。株主総会にご出席予定の株主さまは、ぜひご出席いただけますと幸いです。

記

- ・ **株主ミーティング開催日時**

2024年2月25日（日）株主総会終了後（所要時間は1～2時間程度を想定しております）

- ・ **開催場所**

東京都千代田区麹町一丁目6番4号

住友不動産半蔵門駅前ビル2F ベルサール半蔵門（株主総会会場にて実施いたします）

- ・ **イベント内容**

当社より事業概要や業績概況、今後の成長戦略等についてご説明したのちに、株主の皆さまから登壇者にご質問いただくお時間を設けさせていただきます。

- ・ **登壇者**

当社取締役・監査等委員（加藤、鹿島、今、田邊、水野、竹川）

以 上

※ 注意事項 ※

- ・ 会場の収容人数及び警備保安の都合上、株主総会にご参加いただいた株主さまご本人以外の方のご入場はできませんので、ご了承下さい。
- ・ 株主総会にご欠席された場合、株主ミーティングのみのご案内はいたしかねますので、ご了承下さい。

事業報告

自 2022年12月1日
至 2023年11月30日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の沈静化により国内の経済・消費活動は正常化が進み、景況感が回復してきた一方で、世界的な資源価格の高騰や不安定な為替の動向、商品・サービスの値上げによる物価高等により依然先行き不透明な状況が続いています。

このような状況の下、当社は、note事業（クリエイターがユーザーとコミュニケーションをとりながらデジタルコンテンツを創作・公開・販売できるプラットフォーム「note」の運営）、note pro事業（法人向け情報発信SaaS「note pro」の運営）、法人向けサービス事業（「note」上での企業協賛型コンテストの実施など）を主要な事業として展開してまいりました。

「note」については、継続的な機能改善によってプラットフォームに集まるユーザー・コンテンツが順調に増加しており、2023年11月末時点で累計会員登録者数は733万人、公開コンテンツ数は3,986万件となりました。第4四半期会計期間における流通総額は3,528百万円（前年同期比19.6%増）となり、引き続き高水準で推移しています。「note pro」については、noteのサービス成長に伴う企業からの認知度向上により引き続き利用企業は増加しており、2023年11月末時点でARR^{(注)1}は468百万円（前年同期比29.1%増）となりました。法人向けサービス事業については、「note」のユーザー数増加などにより、「noteコンテスト」案件が堅調に推移しております。

その結果、当事業年度の売上高は2,777,125千円（前事業年度比19.9%増）となりました。内訳は、note売上高2,213,790千円（前事業年度比21.0%増）、note pro売上高427,740千円（前事業年度比36.7%増）、法人向けサービス売上高121,793千円（前事業年度比15.6%増）、その他売上高13,801千円（前事業年度比80.1%減）です。一方、自社サービスを拡大するため人材採用やプロダクトの開発コストが先行した結果、営業損失は380,222千円（前事業年度は732,056千円の営業損失）、経常損失は413,388千円（前事業年度は742,479千円の経常損失）、当期純損失は414,843千円（前事業年度は756,488千円の当期純損失）となりました。

(注) 1. ARR=Annual Recurring Revenueは、各四半期末月のMRR^{(注)2}を12倍したものの。

2. MRR=Monthly Recurring Revenueは、月次経常収益。MRRには、note proの基本料金に加え、一部オプション料金も含む。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は11,938千円であり、その主な内容は、イベントスペース施工による工具、器具及び備品の取得です。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に実施した資金調達は以下の通りです。

①東京証券取引所グロース市場上場に伴う公募増資等

2022年12月21日に東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株発行により、125,683千円の資金調達を行いました。

②新株予約権の行使

新株予約権の行使により、33,242千円の資金を調達しました。

(4) 対処すべき課題

今後の対処すべき課題について、以下の通りと考えています。

①note事業のさらなる拡大

「note」については、累計ユニーククリエイター数、累計会員登録者数、公開コンテンツ数といったメディアプラットフォームとしての各種指標を継続的に伸ばすほか、多くのユーザーを抱える影響力の大きなプラットフォームとしての健全性を重要な課題として認識しております。またクリエイターの継続的な創作活動を後押しするため、「note」上で継続的に購読されるコンテンツの割合を増加させるために、クリエイターと読者のコミュニケーションの充実と、クリエイターの創作意欲を喚起することが必要と考えており、エディターの機能刷新やコンテスト^(注)を実施しております。その結果、ユーザー数及び流通総額は着実に積み上げられています。

また、「note pro」については、セールス&マーケティングの強化や機能拡充により、有料契約数を飛躍的に増加させることが重要と考えております。具体的には、「note pro勉強会」などのマーケティング目的のイベントや「note pro」のサクセス事例を増やすこと等を通じ、「note」を利用する法人を中心とする幅広い企業に対し認知拡大を図るほか、決済機能、業務発注・受注機能、CRM機能、人材採用機能といった新たな機能の導入や各種サービス連携の強化を行うことにより顧客ターゲットを拡大し、有料契約数を増加させることが重要と考えております。

(注) 当社がクリエイターに提供するお題（投稿テーマ）に企業が協賛するもの。

②優秀な人材の確保と育成、それに合わせた組織体制の構築

コンテンツ配信業界においてインターネットに関する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それらに対応した新商品及びサービスが常に生み出されております。これらの最新ニーズ及び新商品並びにサービスを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整え、常に市場をリードしていくことが当社の成長に繋がります。これを実現するために、国内のニーズを的確に察知できる人材の確保が可能な体制を構築してまいります。

当社の経営理念に共感し、意欲、業務推進能力を兼ね備えた人材の中途採用を実施することはもちろんのこと、事業拡大及びサービス品質の向上等により知名度を上げることで採用力を強化し、当社が必要とする優秀な人材を継続的に確保・育成するべく取り組むと同時に、効率的な組織体制の構築に取り組んでまいります。

③内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社が効率的に拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまで体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針です。

④情報管理体制の強化

当社は、事業推進上、利用動向等の個人情報や機密情報を保持しております。このような情報が流出した場合や不適切な取り扱いがなされた場合、当社の信頼性や企業イメージが低下し、契約獲得や今後の事業展開への影響が生じるおそれがあります。

そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

⑤業務の効率化による生産性向上

需要拡大に備えた増員は、一方で人件費等のコストアップに繋がりが当社の利益圧迫要因となります。当社では全業務のプロセスの継続的な見直しを行い、無駄を削減し業務の効率化を図ってまいります。また、基幹システムを中心にシステム投資を強化し、インフラ面を改善するとともに業務の省力化による生産性向上を図ってまいります。

⑥業務基幹システムの維持・強化

当社の業務は、ユーザーを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に情報把握をできることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす当社の基幹システムを安定的に稼働させることが経営戦略上重要な課題です。昨今の事業拡大、事業の継続的發展に伴い当該システムに対する負荷は、比例的に増大いたしますので、機能の拡充を継続的に実施していく方針です。

(5) 財産及び損益の状況

区 分		第9期	第10期	第11期	第12期 (当期)
決 算 年 月		2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月
売上高	(千円)	1,523,174	1,884,149	2,317,088	2,777,125
経常損失 (△)	(千円)	△270,388	△433,474	△742,479	△413,388
当期純損失 (△)	(千円)	△352,308	△436,174	△756,488	△414,843
純資産額	(千円)	1,010,283	574,109	1,817,761	1,561,844
1株当たり純資産額	(円)	△109.08	42.07	124.35	102.52
1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△26.00	△31.96	△53.11	△27.50

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数より、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第9期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 当社は、2021年7月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第9期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容

事業	事業内容
メディアプラットフォーム事業	・デジタルコンテンツプラットフォーム「note」の運営 ・法人向け情報発信SaaS「note pro」の運営 ・「note」上での企業協賛型コンテストの実施

(7) 主要な営業所（2023年11月30日現在）

本社	東京都千代田区麹町六丁目6番2号
----	------------------

(8) 従業員の状況（2023年11月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163名	20名減	36.4歳	3.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	160,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2023年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,591,600株
- (2) 発行済株式数 15,234,200株
- (3) 株主数 7,086名
- (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率
加藤貞顕	5,637,000	37.00%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,034,024	6.78%
株式会社日本経済新聞社	991,000	6.50%
UUUM株式会社	410,000	2.69%
株式会社テレビ東京ホールディングス	410,000	2.69%
CA Startups Internet Fund 1号投資事業有限責任組合	310,700	2.03%
株式会社マイナビ	297,300	1.95%
株式会社イード	277,700	1.82%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	260,000	1.70%
DAIWA CM SINGAPORE LTD	255,000	1.67%

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2023年11月30日時点）

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	第5回 新株予約権 (2017年10月6日)	第7回 新株予約権 (2018年12月21日)	第10回 新株予約権 (2021年4月9日)
新株予約権の数	1,000個	1,000個	1,000個
保有者数 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1名	1名	2名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
新株予約権1個あたりの発行価額	無償	無償	無償
新株予約権1個あたりの行使価額	180円	304円	552円
新株予約権の行使期間	2019年10月7日 ～ 2027年10月6日	2020年12月22日 ～ 2028年12月21日	2023年4月11日 ～ 2031年4月9日
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。

- ① 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権を行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員もしくは社外協力者の地位にあることを要する。
- ③ 本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	加藤 貞顕	—
取締役 CTO 基盤開発グループ長	今 雄一	—
取締役 CFO コーポレートグループ長	鹿島 幸裕	—
取締役（常勤監査等委員）	田邊 美智子	—
取締役（監査等委員）	水野 祐	シティライツ法律事務所 弁護士
取締役（監査等委員）	竹川 美奈子	LIFE MAP合同会社 代表

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田邊美智子氏、水野祐氏、竹川美奈子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）田邊美智子氏は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）水野祐氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）竹川美奈子氏は、投資や経済に関する相当程度の知見及び金融庁の各種審議会の委員を歴任されたことによる経済・社会等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 渡辺洋之氏は、2023年2月28日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）を辞任いたしました。
6. 当社は、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、田邊美智子氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当社取締役（監査等委員含む）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等の額

①役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は、次の通りです。

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬とし、固定報酬については毎月現金で支払うものとする。なお、非金銭報酬は株主総会の決議の範囲内で、総会后1年以内に取締役会の決議により新株予約権を割当するものとし、これらの制度を整備した後に導入することとする。
2. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬額は、取締役会から代表取締役 CEO 加藤貞顕氏に一任し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位や、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担う役割・責務、また当社の事業規模等に応じて決定する。
3. 固定報酬と非金銭報酬の報酬構成割合については、その客観性、妥当性を担保するために、類似業種かつ同規模の他企業における報酬構成割合との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえた上で、設定する。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、代表取締役 CEO 加藤貞顕氏に、職務の内容や責任及び成果等を総合的に勘案し、上記方針に則り、各取締役の報酬額の策定を委任しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役 CEOが、当社全体の業績を踏まえた上で、各取締役の担当業務について適正に評価できると判断したためです。取締役の個人別の報酬額については、個々の取締役の報酬等の額の決定を代表取締役 CEOに一任するにあたって、取締役 CFOが個々の取締役の業務執行状況、会社業績及び従業員の報酬及び賞与の増減状況を勘案して個々の取締役の報酬案を作成し、取締役報酬案に関してOrganization Successグループ長及び監査等委員会の意見を聴取した上で代表取締役 CEOが、決定方針に定めた額の範囲内で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	26,400 (-)	26,400 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年2月25日開催の第9期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年2月28日開催の第11期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (常勤監査等委員)	田邊 美智子	当事業年度において開催された取締役会17回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	水野 祐	当事業年度において開催された取締役会17回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	竹川 美奈子	監査等委員である取締役就任後に開催された取締役会11回及び監査等委員会10回の全てに出席し、主に専門家として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度にかかる会計監査人の報酬の額	26,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。又、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役会における決議の内容の概要

当社におきましては、事業活動における適正な内部統制を構築することを目的とし、2020年3月13日開催の定時取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の制定の決議をしております。経営トップからの経営の基本方針の発信や、コンプライアンス委員会を基軸にした社員教育の強化、コーポレート・ガバナンスにおける健全な企業風土の強化に努めること

としており、主な内容については以下の通りです。

①取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。
- ロ. 取締役会規程に基づき取締役会を定期的開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
- ハ. 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程その他の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- ニ. 監査等委員会は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、取締役会に対して改善策の策定を求めるものとする。
- ホ. 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、内部通報制度を整備する。また、当該制度に基づき報告した者が不利益な取扱いを受けないことを明文化し、適正に対応する。
- ヘ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- ト. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

③損失の危険管理に関する規程その他の体制

- イ. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
- ロ. リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備、見直しを行う。
- ハ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行う。
- ロ. 取締役会に付議される事項については、業務執行取締役、執行役員その他当社が必要と認めた者が参加する経営チームにおいて事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。
- ハ. 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
- ニ. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

⑤当社の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員への報告をするための体制
 - a. 監査等委員である取締役を除く取締役及び従業員は、当社に重大な法令違反、定款違反、コンプライアンス上の問題や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要な事項があるときは、速やかに監査等委員へ報告する。

⑥上記5号の当社の監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いをうけないことを確保する体制

- イ. 上記5号の報告をした取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑦監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員である各取締役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。監査等委員である各取締役から報告を求められた取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。
- ロ. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
- ハ. 監査等委員会は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- ニ. 監査等委員である各取締役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費

用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である各取締役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑧財務報告の基本方針

- イ. 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
- ロ. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

(2) 運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下の通りです。

①取締役の職務執行について

取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定など、経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析・評価とともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。

②監査等委員会の職務執行について

監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、各監査等委員が重要な社内会議に出席することなどにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査等を実施しております。

③当社における業務の適正の確保について

社内規程に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握するなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、内部監査の結果を代表取締役に報告を行いました。

④コンプライアンス・リスク管理について

- イ. リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。
- ロ. 社内の通報体制の窓口を整備し、全ての取締役及び使用人に対し周知を図るととも

に、通報される事案に対応することとしております。

ハ. プライバシーマーク認定基準に則り個人情報を取り扱っております。

ニ. 取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をし、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力との取引排除に向けた取り組みを実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在成長過程にあると認識しており、現時点においては内部留保の充実を図り、事業規模の拡大や収益力の強化のための投資を優先的に行っていくことが、企業価値の最大化と株主に対する継続的な利益還元につながるかと考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には内部留保とのバランスや各事業年度の経営成績等を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいりたい方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定です。

9. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

2023年11月30日現在

(単位：千円)

| 科目              | 金額               | 科目            | 金額               |
|-----------------|------------------|---------------|------------------|
| 資産の部            |                  | 負債の部          |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,242,095</b> | <b>流動負債</b>   | <b>1,670,944</b> |
| 現金及び預金          | 1,988,208        | 買掛金           | 929              |
| 売掛金             | 177,580          | 1年内返済予定の長期借入金 | 80,000           |
| 仕掛品             | 284              | 未払金           | 97,584           |
| 前払費用            | 71,527           | 未払費用          | 26,933           |
| 未収入金            | 1,002,693        | 未払法人税等        | 2,495            |
| その他             | 1,801            | 契約負債          | 108,491          |
| <b>固定資産</b>     | <b>70,693</b>    | 前受金           | 0                |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>18,336</b>    | 預り金           | 1,295,858        |
| 建物              | 1,541            | その他           | 58,651           |
| 工具、器具及び備品       | 16,794           | <b>固定負債</b>   | <b>80,000</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>52,356</b>    | 長期借入金         | 80,000           |
| 敷金及び保証金         | 52,356           | 負債合計          | 1,750,944        |
|                 |                  | 純資産の部         |                  |
|                 |                  | <b>株主資本</b>   | <b>1,561,844</b> |
|                 |                  | <b>資本金</b>    | <b>10,000</b>    |
|                 |                  | <b>資本剰余金</b>  | <b>1,966,687</b> |
|                 |                  | 資本準備金         | 1,514,539        |
|                 |                  | その他資本剰余金      | 452,148          |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>  | <b>△414,843</b>  |
|                 |                  | その他利益剰余金      | △414,843         |
|                 |                  | 繰越利益剰余金       | △414,843         |
|                 |                  | 純資産合計         | 1,561,844        |
| 資産合計            | 3,312,789        | 負債及び純資産合計     | 3,312,789        |

## 損益計算書

自 2022年12月1日  
至 2023年11月30日

(単位：千円)

| 科目           | 金額     |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 2,777,125 |
| 売上原価         |        | 209,850   |
| 売上総利益        |        | 2,567,274 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 2,947,496 |
| 営業損失         |        | 380,222   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 18     |           |
| 違約金収入        | 7,732  |           |
| その他          | 3,975  | 11,725    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 758    |           |
| 為替差損         | 6,406  |           |
| 事務所移転費用      | 29,887 |           |
| 上場関連費用       | 7,838  | 44,891    |
| 経常損失         |        | 413,388   |
| 特別利益         |        |           |
| 固定資産売却益      | 1,039  | 1,039     |
| 特別損失         |        |           |
| 固定資産除却損      | 0      | 0         |
| 税引前当期純損失     |        | 412,348   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,495  |           |
| 法人税等合計       | 2,495  | 2,495     |
| 当期純損失        |        | 414,843   |

## 株主資本等変動計算書

自 2022年12月1日  
至 2023年11月30日

(単位：千円)

|              | 株主資本     |           |              |             |
|--------------|----------|-----------|--------------|-------------|
|              | 資本金      | 資本剰余金     |              |             |
|              |          | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 |
| 当期首残高        | 100,000  | 2,109,955 | 452,148      | 2,562,103   |
| 当期変動額        |          |           |              |             |
| 新株の発行        | 79,462   | 79,462    |              | 79,462      |
| 資本金から剰余金への振替 | △169,462 |           | 169,462      | 169,462     |
| 準備金から剰余金への振替 | -        | △674,878  | 674,878      | -           |
| 欠損填補         |          |           | △844,341     | △844,341    |
| 当期純損失 (△)    |          |           |              |             |
| 当期変動額合計      | △90,000  | △595,415  | -            | △595,415    |
| 当期末残高        | 10,000   | 1,514,539 | 452,148      | 1,966,687   |

|              | 株主資本         |             |            | 純資産合計     |
|--------------|--------------|-------------|------------|-----------|
|              | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 |           |
|              | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|              | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |           |
| 当期首残高        | △844,341     | △844,341    | 1,817,761  | 1,817,761 |
| 当期変動額        |              |             |            |           |
| 新株の発行        |              |             | 158,925    | 158,925   |
| 資本金から剰余金への振替 |              |             | -          | -         |
| 準備金から剰余金への振替 | -            | -           | -          | -         |
| 欠損填補         | 844,341      | 844,341     | -          | -         |
| 当期純損失 (△)    | △414,843     | △414,843    | △414,843   | △414,843  |
| 当期変動額合計      | 429,498      | 429,498     | △255,917   | △255,917  |
| 当期末残高        | △414,843     | △414,843    | 1,561,844  | 1,561,844 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記等

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

工具、器具及び備品      4年

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

### ①note事業

当社の履行義務は、クリエイターに対し、「note」を通じてサービス利用者へデジタルコンテンツを販売できるプラットフォームサービスを提供することです。クリエイターが「note」に投稿した有料コンテンツをサービス利用者が購読・利用した場合、当該コンテンツ代金から一定の料率に基づくサービス利用料を收受しております。

メンバーシップや定期講読マガジン等のサブスクリプション型のサービスにおいては、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。それ以外の有料コンテンツについては、コンテンツが購入されたときに履行義務が充足されるため、当該タイミングで収益を認識しております。

### ②note pro事業

当社の履行義務は、契約期間を通じて法人向け情報発信SaaSの「note pro」サービスを提供することです。サブスクリプション型のサービスであり、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

### ③法人向けサービス事業

法人向けサービス事業では、主にコンテストとイベント運営を行っております。コンテストの当社の履行義務は顧客から依頼を受け、「note」上におけるコンテストを企画・開催することです。コンテストは、コンテストが終了し契約に定められた業務が完了した時点で履行義務が充足されるため、顧客への実施結果報告などが完了した時点で収益を認識しております。

イベントの当社の履行義務は顧客へのイベントスペースの提供や、顧客から依頼をうけクリエイターとの共催イベントを企画・開催することです。イベントは、イベント実施をもって履行義務が充足されるため、実施完了をもって収益を認識しております。

なお、いずれの取引も対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損損失

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|             |          |
|-------------|----------|
| 有形固定資産      | 18,336千円 |
| 投資その他の資産（注） | 4,511千円  |

（注）投資その他の資産については、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高を記載しております。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

当社は単一の事業を営んでおり、事業用資産については全社を一体としてグルーピングを行っております。当社は、過年度より継続して営業損失を計上していることから、事業用資産について、減損の兆候が生じているものと判断しております。

減損損失の認識の判定にあたり、取締役会で承認された事業計画に基づき、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を算定し、帳簿価額と比較しております。

その結果、減損損失を認識すべきと判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより、減損損失を認識しております。回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い方を選択しており、正味売却価額を用いる場合は、主に同等の資産が市場で実際に取引される価格をもって見積りを行っております。

##### ②主要な仮定

減損損失の認識の判定及び測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、サービス種類別の売上高予測を主要な仮定としております。売上高予測については、過去の実績も踏まえながら、noteの流通総額の成長率、note pro契約数の増加見込み等に基づき、見積りを行っております。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の不確実な事業環境の変動等に影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,130千円

#### (2) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。  
この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次の通りです。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 当座貸越契約の総額 | 1,200,000千円 |
| 借入実行残高    | 一千円         |
| 差引額       | 1,200,000千円 |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,234,200株

(2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の数

普通株式 1,127,400株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 減価償却超過額               | 149,259千円 |
| 税務上の繰越欠損金             | 765,247 〃 |
| その他                   | 13,859 〃  |
| 繰延税金資産小計              | 928,366 〃 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | 765,247 〃 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 163,119 〃 |
| 評価性引当額小計              | 928,366 〃 |
| 繰延税金資産合計              | — 〃       |
| 繰延税金資産純額              | — 〃       |



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は普通預金で保有し、資金調達については銀行借入や増資による方針です。なお、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針です。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は本社オフィス及びイベントスペースの利用契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、それぞれ1年以内の支払期日です。長期借入金は、運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利による資金調達を行っており、これらは金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況により借入期間内における当該リスクは僅少であると認識しております。返済日は決算日後、最長で2年後です。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

社内規程に従い、営業債権について取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、定期的に主要な顧客にかかる情報収集を行って、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、リスクの軽減を図っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に把握・資金繰り計画を管理するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

|              | 貸借対照表<br>計上額 (千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------|-------------------|------------|------------|
| 敷金及び保証金 (※2) | 47,846            | 47,202     | △643       |
| 資産計          | 47,846            | 47,202     | △643       |
| 長期借入金 (※3)   | 160,000           | 160,115    | 115        |
| 負債計          | 160,000           | 160,115    | 115        |

- (※1) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高です。
- (※3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金  | 1,988,208    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金     | 177,580      | —                   | —                    | —            |
| 未収入金    | 1,002,693    | —                   | —                    | —            |
| 敷金及び保証金 | —            | 47,846              | —                    | —            |
| 合計      | 3,168,482    | 47,846              | —                    | —            |

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 80,000       | 80,000              | —                   | —                   | —                   | —           |
| 合計    | 80,000       | 80,000              | —                   | —                   | —                   | —           |

- (※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

| 区分      | 時価 (千円) |         |      |         |
|---------|---------|---------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金 | —       | 47,202  | —    | 47,202  |
| 資産計     | —       | 47,202  | —    | 47,202  |
| 長期借入金   | —       | 160,115 | —    | 160,115 |
| 負債計     | —       | 160,115 | —    | 160,115 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した利用契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、時価をレベル2に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価をレベル2に分類しております。また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要なサービスの種類及び取引形態により収益を分解した情報は以下の通りです。なお、継続取引とは主にサブスクリプション型の取引で、一定の期間にわたり移転される財又はサービスです。単発取引はそれ以外の取引であり、一時点で移転される財又はサービスです。

(単位：千円)

|                        | note      | note pro | 法人向け<br>サービス | その他    | 合計        |
|------------------------|-----------|----------|--------------|--------|-----------|
| 継続取引                   | 594,035   | 427,740  | －            | 13,259 | 1,035,035 |
| 単発取引                   | 1,619,754 | －        | 121,793      | 542    | 1,742,090 |
| 顧客との契約から<br>生じる収益 (合計) | 2,213,790 | 427,740  | 121,793      | 13,801 | 2,777,125 |
| その他の収益                 | －         | －        | －            | －      | －         |
| 外部顧客への売上高              | 2,213,790 | 427,740  | 121,793      | 13,801 | 2,777,125 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記等 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 期首残高    | 期末残高    |
|---------------|---------|---------|
| 顧客との取引から生じた債権 | 136,142 | 177,580 |
| 契約負債          | 73,562  | 108,491 |

(注) 契約負債は、主にnote proサービスを利用する顧客からの前受金に関連するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は73,562千円です。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約はないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

| 種類       | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容         | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|------------|-----|-----------|-------------------|-----------|---------------|----------|----|----------|
| 役員及び主要株主 | 加藤 貞顕      | —   | 当社代表取締役   | 被所有直接37.0         | —         | 新株予約権の権利行使(注) | 14,940   | —  | —        |

(注) 2017年5月29日及び2018年9月14日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 102円52銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 27円50銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2023年11月22日開催の取締役会において、当社の100%子会社として「note AI creative株式会社」を設立することを決議し、2023年12月8日付で設立しました。

### 1. 設立の目的

note AI creative株式会社は、「AIによる創作のバリューチェーンの革新」をコンセプトに、AI領域における事業展開に取り組むことを目的として設立しました。具体的には、大規模言語モデルなどを活用したコンテンツ分類、モデレーション、リコメンドなどのメディア運営にまつわる基盤システムや、創作をサポートするツール群、業務効率化にまつわるツール群の開発を行います。また、関連する技術者の採用を積極的に行っていく予定です。これにより、noteの開発スピードが加速し、さらなるユーザー体験の向上が期待できる他、外部へのサービス提供も視野に入れ、AI領域における新たな事業展開に取り組んでまいります。

### 2. 子会社の概要

|                |                                                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称         | note AI creative株式会社                                                                      |
| (2) 所在地        | 東京都千代田区麴町六丁目6番2号                                                                          |
| (3) 代表者の役職・氏名  | 代表取締役社長 今 雄一                                                                              |
| (4) 事業内容       | 大規模言語モデルなどを活用したコンテンツ分類、モデレーション、リコメンドなどのメディア運営にまつわる基盤システムや、創作をサポートするツール群、業務効率化にまつわるツール群の開発 |
| (5) 資本金        | 30,000千円                                                                                  |
| (6) 設立年月日      | 2023年12月8日                                                                                |
| (7) 大株主及び持株比率  | note株式会社：100%                                                                             |
| (8) 当社と当該会社の関係 | 資本関係：当社が100%出資する会社として設立。                                                                  |
|                | 人的関係：当社の取締役2名が当該会社の取締役を兼任。                                                                |
|                | 取引関係：当社がバックオフィス業務を受託                                                                      |

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

2023年11月22日開催の取締役会において、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2023年12月7日に発行しました。

#### 1.ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社従業員の株価上昇および中長期的な業績向上に対する意識を一層高め、株主価値の増大を図ることを目的として、当社の従業員に対して新株予約権を発行するものです。

#### 2.新株予約権の発行要領

(1) 付与対象者の区分及び人数

当社従業員 16名

(2) 新株予約権の数

1,425個

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 142,500株

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

金銭の払込みを要しない

(5) 新株予約権の行使時の払込金額

656円

(6) 新株予約権の行使期間

2025年11月23日から2033年11月22日まで

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格 656円

資本組入額 328円

(8) 新株予約権の行使の主な条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員もしくは社外協力者の地位にあることを要する。
- ②本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。



独立監査人の監査報告書

2024年1月23日

note株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 計士  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、note株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年1月23日

note株式会社 監査等委員会

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 常勤社外監査等委員 | 田邊美智子 | 印 |
| 社外監査等委員   | 水野 祐  | 印 |
| 社外監査等委員   | 竹川美奈子 | 印 |

(注) 常勤監査等委員田邊美智子、監査等委員水野祐及び竹川美奈子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町一丁目6番4号  
住友不動産半蔵門駅前ビル2F ベルサール半蔵門  
電話 050-1751-2329



交通：東京メトロ 半蔵門線 半蔵門駅（3b出口）直結  
東京メトロ 有楽町線 麹町駅（出口3）徒歩5分

○駐車場のご用意はございませんのでご了承下さいませよう  
お願い申し上げます。